又は」に改め、同号(1)中「「リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十五)「30」＋別表六(二十七)「31」）(5)」を「「リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(二十八)「30」＋別表六(三十)「31」）(5)」に改め、同第九号中「「所得税の額等(37)（別表六㈠「６の③」＋「23の計」）(37)」の欄の記載に当たつては」を「「所得税の額(37)（別表六㈠「６の③」）(37)」の欄は」に、「控除して計算する」を「控除した金額を記載する」に改める。

別表１の11㈠の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）

に、

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「51」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「37」）

を

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「37」＋別表六の二(十四)「38」＋別表六の二(十五)「18」）

に、

リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十七)「31」）

を

リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十)「31」）

に、

連結留保金	課税
	同上

を

連結留保金	課税連結留保金額（別表三の二「38」）
	同上に対する税額（別表三の二「46」）

連結留保金額（別表三の二「34」）
に対する税額（別表三の二「42」）

に改め、同表の記載要領第四号中「第68条の11第５項」を「第68条の10の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第５項」に、「若しくは第68条の14第５項」を「、第68条の14第５項」に、「又は」を「若しくは第68条の15第５項（連結納税の承認を取り消された場合の国際戦略総合特別区域における機械等に係る法人税額）又は」に改め、同号(1)中「「リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十七)「31」）(5)」を「「リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十)「31」）(5)」に改める。

別表１の11㈡の表中

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「50の①」）

を

連結所得金額又は連結欠損金額（別表四の二「52の①」）

に、

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「51」＋別表六の二(十)「42」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「37」）

を

法人税額の特別控除額（別表六の二(三)「27」＋別表六の二(四)「16」＋別表六の二(五)「18」＋別表六の二(七)「37」＋別表六の二(八)「37」＋別表六の二(九)「37」＋別表六の二(十)「51」＋別表六の二(十一)「42」＋別表六の二(十二)「42」＋別表六の二(十三)「37」＋別表六の二(十四)「38」＋別表六の二(十五)「18」）

に、

リース特別控除取戻税額（別表六(十二)「30」＋別表六(十五)「30」＋別表六(十九)「30」＋別表六(二十二)「30」＋別表六(二十七)「31」）

を

リース特別控除取戻税額（別表六(十三)「30」＋別表六(十六)「30」＋別表六(二十)「30」＋別表六(二十三)「30」＋別表六(三十)「31」）

に改め、同表の記載要領第四号中「第68条の11第５項」を「第68条の10の２第５項（連結納税の承認を取り消された場合のエネルギー環境負荷低減推進設備等に係る法人税額）、第68条の11第５項」に、「若しくは第68条